

石垣市指定地域密着型サービス新規指定申請について

石垣市内において介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業を実施するためには石垣市長の指定が必要です。

介護保険上、地域密着型サービス事業者の指定は、人員、設備及び運営に関する事業、その他関係法令等を遵守した適正な運営ができる事業者に対して行われるものであり、指定に当たってはあらかじめ石垣市が設置する石垣市地域密着型サービス運営委員会の意見等を反映した上で指定することとなっております。

介護保険法の改正により、平成 28 年度 4 月より利用定員が 18 名以下の通所介護事業所は地域密着型サービスに位置付けられており、市が指定を行っております。

運営方針やケアの質の確保等に関して、運営委員会の意見を反映するため、市が指定を行う地域密着型サービスの新規指定申請について、下記のとおり令和 7 年度のスケジュールを設定します。

○令和 7 年度申請スケジュール

	事前協議締切	指定申請書締切	運営委員会開催	指定予定日 (1 日付指定)
第 1 回	6 月 10 日	7 月 1 日	8 月	9 月 1 日以降
第 2 回	9 月 10 日	10 月 1 日	11 月	12 月 1 日以降
第 3 回	12 月 10 日	1 月 7 日	2 月	3 月 1 日以降

【留意点】

- ・手続きの進み方次第で運営委員会、指定日等が変更になる場合があります。
- ・事前協議については介護長寿課へ連絡のうえ一度相談を行ってください。
- ・事前協議後に指定申請書等についての確認等があります。
- ・書類不備や基準を満たしていることが確認できない等により指定できない場合があります。

【申請窓口】

石垣市福祉部介護長寿課 給付認定係

電話：0980-87-6022 FAX：0980-83-5525